

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律 新旧対照条文

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律 新旧対照条文

○ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）【第一条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
目次		目次	
第一章・第二章 (略)	第一章・第二章 (略)	第一章・第二章 (略)	第一章・第二章 (略)
第三章 職員に適用される基準	第三章 職員に適用される基準	第三章 職員に適用される基準	第三章 職員に適用される基準
第一節・第二節 (略)	第一節・第二節 (略)	第一節・第二節 (略)	第一節・第二節 (略)
第三節 人事評価 (第二十三条—第二十三条の四)	第三節 職階制 (第二十三条)	第三節 職階制 (第二十三条)	第三節 職階制 (第二十三条)
第四節 (第五節) (略)	第四節 (第五節) (略)	第四節 (第五節) (略)	第四節 (第五節) (略)
第六節 の二 服務 (第三十条—第三十八条)	第六節 の二 退職管理 (第三十八条の二—第三十八 条の七)	第六節 服務 (第三十条—第三十八条)	第六節 服務 (第三十条—第三十八条)
第七節 研修 (第三十九条・第四十条)	第七節 研修及び勤務成績の評定 (第三十九条・第 四十条)	第七節 研修 (第三十九条・第四十条)	第七節 研修 (第三十九条・第四十条)
第八節・第九節 (略)	第八節・第九節 (略)	第八節・第九節 (略)	第八節・第九節 (略)
第四章 (略)	第四章 (略)	第四章 (略)	第四章 (略)
第五章 罰則 (第六十条—第六十五条)	第五章 罚則 (第六十条—第六十二条)	第五章 罚則 (第六十条—第六十二条)	第五章 罚則 (第六十条—第六十二条)
附 則	附 則	附 則	附 則
第一章 総則	第一章 総則	第一章 総則	第一章 総則
(この法律の目的) 第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地 方公務員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤 務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研 修、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に 関す	(この法律の目的) 第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地 方公務員の任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤 務条件、休業、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成 績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政		

る根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。

(任命権者)

第六条 地方公共団体の長、議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、人事委員会及び公平委員会並びに警視総監、道府県警察本部長、市町村の消防長（特別区が連合して維持する消防の消防長を含む。）その他法令又は条例に基づく任命権者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律並びにこれに基づく条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、それぞれ職員の任命、人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり發揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有するものとする。（略）

(人事委員会又は公平委員会の設置)

第七条（略）

2

3

4

公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して次条第二項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。

(任命権者)

第六条 地方公共団体の長、議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、人事委員会及び公平委員会並びに警視総監、道府県警察本部長、市町村の消防長（特別区が連合して維持する消防の消防長を含む。）その他法令又は条例に基づく任命権者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律並びにこれに基づく条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、それぞれ職員の任命、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有するものとする。（略）

2

（略）

(人事委員会又は公平委員会の設置)

第七条（略）

2

3

4

公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第八条第二項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

(人事委員会又は公平委員会の権限)

第八条 人事委員会は、次に掲げる事務を処理する。

第一 (略)

二 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。

三 (六) (略)

七 削除

八 (十二) (略)

八 (十二) (略)

(公平委員会の権限の特例等)

第九条 (略)

2 前項の規定により同項に規定する事務を行うこととされた公平委員会（以下「競争試験等を行う公平委員会」という。）を置く地方公共団体に対する第七条第四項の規定の適用については、同項中「公平委員会を置く地方公共団体」とあるのは「競争試験等を行う公平委員会（第九条第二項に規定する競争試験等を行う公平委員会をいう。以下この項において同じ。）を置く地方公共団体」と、「公平委員会」とあるのは「公平委員会（第九条第二項に規定する競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体の人事委員会に委託して次条第二項に規定する公平委員会の事務を処理させるとあるのは「競争試験等を行う公平委員会を置く」とする。）とする。

3 (略)

(人事委員会又は公平委員会の権限)

第八条 人事委員会は、次に掲げる事務を処理する。

第一 (略)

二 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。

三 (六) (略)

七 職階制に関する計画を立案し、及び実施すること

八 (十二) (略)

八 (十二) (略)

(公平委員会の権限の特例等)

第九条 (略)

2 前項の規定により同項に規定する事務を行うこととされた公平委員会（以下「競争試験等を行う公平委員会」という。）を置く地方公共団体に対する第七条第四項の規定の適用については、同項中「公平委員会を置く地方公共団体」とあるのは「競争試験等を行う公平委員会（第九条第二項に規定する競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体の人事委員会に委託して次条第二項に規定する公平委員会の事務を処理させる」とあるのは「競争試験等を行う公平委員会」と、「公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して次条第二項に規定する公平委員会の事務を処理させるとあるのは「競争試験等を行う公平委員会を置く」とする。）とする。

3 (略)

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第九条の二 (略)

(略)

3 2 第十六条第二号、第三号若しくは第五号の一に該当する者又は第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者は、委員となることができない。

4 5 1 2 (略)

第三章 職員に適用される基準

第二節 任用

(任用の根本基準)

第十五条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならぬ。

(定義)

第十五条の二 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 採用 職員以外の者を職員の職に任命すること（
臨時の任用を除く。）をいう。
二 升任 職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。
三 降任 職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第九条の二 (略)

(略)

3 2 第十六条第二号、第三号若しくは第五号の一に該当する者又は第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者は、委員となることができない。

4 5 1 2 (略)

第三章 職員に適用される基準

第二節 任用

(任用の根本基準)

第十五条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならぬ。

(新設)

四	転任	職員をその職員が現に任命されている職以外の職員の職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないものをいう。
五	標準職務遂行能力	職制上の段階の標準的な職（職員の職に限る。以下同じ。）の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるものをいう。
2	前項第五号の標準的な職は、職制上の段階及び職務の種類に応じ、任命権者が定める。	
3	地方公共団体の長及び議会の議長以外の任命権者は、標準職務遂行能力及び第一項第五号の標準的な職を定めようとするときは、あらかじめ、地方公共団体の長に協議しなければならない。	
	(欠格条項)	
	第十六条	次の各号のいづれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
一	(略)	
二	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者	
三	(略)	
四	人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者	
五	(略)	

	(欠格条項)	
	第十六条	次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
一	(略)	
二	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者	
三	(略)	
四	人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者	
五	(略)	

(任命の方法)
第十七条 職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方

法により、職員を任命することができる。

人事委員会（競争試験等を行う公平委員会を含む。以下この節において同じ。）を置く地方公共団体においては、人事委員会は、前項の任命の方法のうちのいずれによるべきかについての一般的基準を定めることができる。

（削る）

（削る）

（削る）

（採用の方法）

第十七条の二 人事委員会を置く地方公共団体においては、職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、人事委員会規則（競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体においては、公平委員会規則。以下の節において同じ。）で定める場合には、選考（競争試験以外の能力の実証に基づく試験をいう。以下同）

方法により、職員を任命することができる。

人事委員会（競争試験等を行う公平委員会を含む。以下この条から第十九条まで、第二十一条及び第二十二条において同じ。）を置く地方公共団体においては、人事委員会は、前項の任命の方法のうちのいずれによるべきかについての一般的基準を定めることができる。

（新設）

5 人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者とする。以下第十八条、第十九条及び第二十二条第一項において同じ。）は、正式任用になつてある職についていた職員が、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少に基く廃職又は過員によりその職を離れた後において、再びその職に復する場合における資格要件、任用手続及び任用の際における身分に関し必要な事項を定めることができる。

じ。)によることを妨げない。

人事委員会を置かない地方公共団体においては、職員の採用は、競争試験又は選考によるものとする。

3 | 人事委員会(人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者とする。以下この節において「人事委員会等」という。)は、正式任用になつてある職に就いていた職員が、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少に基づく廃職又は過員によりその職を離れた後において、再びその職に復する場合における資格要件、採用手続及び採用の際における身分に関する必要な事項を定めることができる。

(試験機関)

第十八条 採用のための競争試験(以下「採用試験」という。)又は選考は、人事委員会等が行うものとする。ただし、人事委員会等は、他の地方公共団体の機関との協定によりこれと共同して、又は国若しくは他の地方公共団体の機関との協定によりこれらの機関に委託して、採用試験又は選考を行うことができる。(削る)

(採用試験の公開平等)

第十八条の二 採用試験は、人事委員会等の定める受験の資格を有する全ての国民に対して平等の条件で公開されなければならない。

2 |

(競争試験及び選考)

第十八条 競争試験又は選考は、人事委員会が行うものとする。但し、人事委員会は、他の地方公共団体の機関との協定によりこれと共同して、又は国若しくは他の地方公共団体の機関との協定によりこれらの機関に委託して、競争試験又は選考を行うことができる。

(新設)

2 | 人事委員会は、その定める職員の職について第二十一条第一項に規定する任用候補者名簿がなく、且つ、人事行政の運営上必要であると認める場合においては、その職の競争試験又は選考に相当する国又は他の地方公共団体の競争試験又は選考に合格した者を、その職の選考に合格した者とみなすことができる。

(受験の阻害及び情報提供の禁止)
第十八条の三 試験機関に属する者その他職員は、受験を阻害し、又は受験に不当な影響を与える目的をもつて特別若しくは秘密の情報を提供してはならない。

(新設)

(受験資格)

第十九条 競争試験は、人事委員会の定める受験の資格を有するすべての国民に對して平等の条件で公開されなければならない。試験機関に属する者その他職員は、受験を阻害し、又は受験に不当な影響を与える目的をもつて特別若しくは秘密の情報を提供してはならない。

(受験の資格要件)

第十九条 人事委員会等は、受験者に必要な資格として職務の遂行上必要であつて最少かつ適当な限度の客観的かつ画一的な要件を定めるものとする。

(採用試験の目的及び方法)

第二十条 採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定することをもつてその目的とする。

2 採用試験は、筆記試験その他の人事委員会等が定める方法により行うものとする。

(採用候補者名簿の作成及びこれによる採用)

(競争試験の目的及び方法)

第二十条 競争試験は、職務遂行の能力を有するかどうかを正確に判定することをもつてその目的とする。競争試験は、筆記試験により、若しくは口頭試問及び身体検査並びに人物性行、教育程度、経歴、適性、知能、技能、一般的知識、専門的知識及び適応性の判定の方法により、又はこれらの方針をあわせ用いることにより行うものとする。

(任用候補者名簿の作成及びこれによる任用の方法)

2	第二十一条 人事委員会を置く地方公共団体における採用試験による職員の採用については、人事委員会は、試験ごとに採用候補者名簿を作成するものとする。	第二十一条 人事委員会を置く地方公共団体における競争試験による職員の任用については、人事委員会は、試験ごとに任用候補者名簿（採用候補者名簿又は昇任候補者名簿）を作成するものとする。	2	採用候補者名簿には、採用試験において合格点以上を得た者の氏名及び得点を記載するものとする。
3	採用候補者名簿による職員の採用は、任命権者が、人事委員会の提示する当該名簿に記載された者の中から行うものとする。	採用候補者名簿又は昇任候補者名簿による職員の採用又は昇任は、当該名簿に記載された者について、採用又は昇任は、当該名簿に記載された者について、採用候補者名簿又は昇任候補者名簿による職員の採用又は昇任は、当該名簿に記載された者について、採用又は昇任すべき者一人につき人事委員会の提示する採用試験又は昇任試験における高点順の志望者五人のうちから行うものとする。	3	採用候補者名簿による職員の採用は、採用試験において合格点以上を得た者の氏名及び得点をその得点順に記載するものとする。
4	採用候補者名簿に記載された者の数が採用すべき者の数よりも少ない場合その他他の人事委員会規則で定める場合には、人事委員会は、他の最も適当な採用候補者名簿に記載された者を加えて提示することを妨げない。	採用候補者名簿又は昇任候補者名簿に記載された者の数が人事委員会の提示すべき志望者の数よりも少いときは、人事委員会は、他の最も適当な採用候補者名簿又は昇任候補者名簿に記載された者を加えて提示することを妨げない。	4	採用候補者名簿による職員の採用又は昇任は、当該名簿に記載された者について、採用又は昇任は、当該名簿に記載された者について、採用候補者名簿又は昇任候補者名簿による職員の採用又は昇任は、当該名簿に記載された者について、採用又は昇任は、当該名簿に記載された者について、採用又は昇任すべき者一人につき人事委員会の提示する採用試験又は昇任試験における高点順の志望者五人のうちから行うものとする。
5	前各項に定めるものを除くほか、採用候補者名簿の作成及びこれによる採用の方法に關し必要な事項は、人事委員会規則で定めなければならない。	前各項に定めるものを除くほか、任用候補者名簿の作成及びこれによる任用の方法に關し必要な事項は、人事委員会規則（競争試験等を行う公平委員会においては、公平委員会規則。次条第二項において同じ。）で定めなければならない。	5	前各項に定めるものを除くほか、任用候補者名簿の作成及びこれによる任用の方法に關し必要な事項は、人事委員会規則（競争試験等を行う公平委員会においては、公平委員会規則。次条第二項において同じ。）で定めなければならない。
	(選考による採用)	(新設)		
2	第二十一条の二 選考は、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定することをもつてその目的とする。	第二十一条の二 選考は、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定することをもつてその目的とする。		
	選考による職員の採用は、任命権者が、人事委員会等の行う選考に合格した者の中から行うものとする。			

3

人事委員会等は、その定める職員の職について前条第一項に規定する採用候補者名簿がなく、かつ、人事行政の運営上必要であると認める場合においては、その職の採用試験又は選考に相当する国又は他の地方公共団体の採用試験又は選考に合格した者を、その職の選考に合格した者とみなすことができる。

(昇任の方法)

第二十一条の三 職員の昇任は、任命権者が、職員の受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づき、任命しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

(昇任試験又は選考の実施)

第二十一条の四 任命権者が職員を人事委員会規則で定める職（人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者が定める職）に昇任させる場合には、当該職について昇任のための競争試験（以下「昇任試験」という。）又は選考が行われなければならない。
2 人事委員会は、前項の人事委員会規則を定めようとするときは、あらかじめ、任命権者の意見を聞くものとする。
3 昇任試験は、人事委員会等の指定する職に正式に任用された職員に限り、受験することができる。
4 第十八条から第二十一条までの規定は、第一項の規定による職員の昇任試験を実施する場合について準用する。この場合において、第十八条の二中「定める受験の資格を有する全ての国民」とあるのは、「指定する

(新設)

(新設)

職に正式に任用された全ての職員」と、第二十一条中「職員の採用」とあるのは「職員の昇任」と、「採用候補者名簿」とあるのは「昇任候補者名簿」と、同第四項中「採用すべき」とあるのは「昇任させるべき」と、同条第五項中「採用の方法」とあるのは「昇任の方法」と読み替えるものとする。

5 第十八条並びに第二十一条の二第一項及び第二項の規定は、第一項の規定による職員の昇任のための選考を実施する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「職員の採用」とあるのは、「職員の昇任」と読み替えるものとする。

(降任及び転任の方法)

第二十一条の五 任命権者は、職員を降任させる場合には、当該職員の人事評価その他の能力の実証に基づき、任命しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする職についての適性を有すると認められる職に任命するものとする。

2 職員の転任は、任命権者が、職員の人事評価その他の能力の実証に基づき、任命しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

(条件付採用及び臨時的任用)

第二十二条 臨時の任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、職員の採用は、全て条件付のものとし、その職員がその職において六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとす

(新設)

(条件付採用及び臨時的任用)

第二十二条 臨時の任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、職員の採用は、すべて条件付のものとし、その職員がその職において六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとす

2	人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は採用候補者名簿（第二十二条の四第四項において読み替えて準用する第二十一条第一項に規定する昇任候補者名簿を含む。）がない場合には、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。	3	（略）	3	（略）	2	用の期間を一年に至るまで延長することができる。 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は任用候補者名簿がない場合には、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。
	（人事評価の根本基準）		第三節 人事評価		（職階制の根本基準）		とする。この場合において、人事委員会は、条件付採用の期間を一年に至るまで延長することができる。
2	第二十三条 職員の人事評価は、公正に行われなければならない。	3	第二十三条 人事委員会を置く地方公共団体は、職階制を採用するものとする。	2	職階制に関する計画は、条例で定める。	3	用の期間を一年に至るまで延長することができる。
2	任命権者は、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。	4	職階制に関する計画の実施に関し必要な事項は、前項の条例に基き人事委員会規則で定める。	4	人事委員会は、職員の職を職務の種類及び複雑と責任の度に応じて分類整理しなければならない。	5	人事委員会規則で定める。
5	職階制においては、同一の内容の雇用条件を有する同一の職級に属する職については、同一の資格要件を必要とするとともに、当該職についている者に対しても、同一の幅の給料が支給されるように、職員の職の分類整理がなされなければならない。						

<p>(人事評価に基づく措置)</p> <p>第二十三条の三 任命権者は、前条第一項の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。</p>	<p>(新設)</p> <p>（人事評価の実施）</p> <p>第二十三条の二 職員の執務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない。</p> <p>2 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、任命権者が定める。</p> <p>3 前項の場合において、任命権者が地方公共団体の長及び議会の議長以外の者であるときは、同項に規定する事項について、あらかじめ、地方公共団体の長に協議しなければならない。</p>	<p>6 職階制に関する計画を実施するに当つては、人事委員会は、職員のすべての職をいづれかの職級に格付しなければならない。</p> <p>7 人事委員会は、随时、職員の職の格付を審査し、必要と認めるときは、これを改訂しなければならない。</p> <p>8 職階制を採用する地方公共団体においては、職員の職について、職階制によらない分類をすることができない。但し、この分類は、行政組織の運営その他公の便宜のために、組織上の名称又はその他公の名称を用いることを妨げるものではない。</p> <p>9 職階制に関する計画を定め、及び実施するに当つては、国及び他の地方公共団体の職階制に照應するように適當な考慮が払われなければならない。</p>
--	--	--

第二十三条の四 人事委員会は、人事評価の実施に
任命権者に勧告することができる。

(新設)

第四節 給与、勤務時間その他の勤務条件

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)
第二十四条 (略)

(削る)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

(給与に関する条例及び給与の支給)

第二十五条 職員の給与は、前条第五項の規定による給

与に関する条例に基づいて支給されなければならず、また、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。

(略)

給与に関する条例には、次に掲げる事項を規定するものとする。

第四節 給与、勤務時間その他の勤務条件

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)
第二十五条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるも

のでなければならない。前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成さ

れなければならない。

3 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団

体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

4 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、こ

れに對して給与を受けてはならない。

5 職員の勤務時間その他の職員の給与以外の勤務条件を定めるに當つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に權衡を失しないよう適当な考慮が払われなければならない。

6 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(給与に関する条例及び給料額の決定)

第二十五条 職員の給与は、前条第六項の規定による給

与に関する条例に基づいて支給されなければならず、又、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。

(略)

給与に関する条例には、次の事項を規定するものと
する。

給与に関する条例には、次の事項を規定するものと

(略)	等級別基準職務表	四三二一
昇給の基準に関する事項	時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当	五
に関する事項	百四条第二項に規定する手当を支給する場合においては、当該手当に関する事項	六
前号に規定するものを除くほか、地方自治法第二百四条第二項に規定する手当を支給する場合においては、当該手当に関する事項	五百四条第二項に規定する手当を支給する場合においては、当該手当に関する事項	七
（削る）	非常勤職員の職その他勤務条件の特別な職があるときは、これらについて行う給与の調整に関する事項	（略）
第五節 分限及び懲戒	前項第一号の給料表には、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づく等級ごとに明確な給料額の幅を定めていなければならない。	4
（降任、免職、休職等）	第三項第二号の等級別基準職務表には、職員の職務を前項の等級ごとに分類する際に基準となるべき職務の内容を定めていなければならない。	5
第二十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。		

							一 (新設) 昇給の基準に関する事項
三	二	一					
四	五	六	七	八	九	十	十一
に 関 する 事 項	に 給 る 手 当 を 支 付 け る 事 項	に 給 る 手 当 を 支 付 け る 事 項	に 給 る 手 当 を 支 付 け る 事 項	に 給 る 手 当 を 支 付 け る 事 項	に 給 る 手 当 を 支 付 け る 事 項	に 給 る 手 当 を 支 付 け る 事 項	に 給 る 手 当 を 支 付 け る 事 項
特 別 地 域 勤 務 、危 険 作 業 そ の 他 特 殊 な 勤 務 に 対 す る 手 当 及 び 扶 養 親 族 を 有 す る 職 員 に 対 す る 手 当 を 支 付 け る 事 項	非 常 勤 職 員 の 職 及 び 生 活 に 必 要 な 施 設 の 全 部 又 は 一 部 を 公 給 す る 職 員 の 職 そ の 他 勤 務 条 件 の 特 別 な 職 が あ る と き は 、 こ れ ら に つ い て 行 う 給 与 の 調 整 に 関 す る 事 項	職 階 制 を 採 用 す る 地 方 公 共 團 體 に お い て は 、 そ の 職 階 制 が 始 め て 適 用 さ れ る 場 合 の 給 与 に 關 す る 事 項	職 階 制 を 採 用 す る 地 方 公 共 團 體 に お い て は 、 給 料 表 に は 、 職 階 制 に お い て 定 め ら れ た 職 級 ご と く に 明 確 な 給 料 額 の 幅 を 定 め て い な く れ ば な ら な い 。	職 階 制 を 採 用 す る 地 方 公 共 團 體 に お い て は 、 職 員 に は 、 そ の 職 に つ き 職 階 制 に お い て 定 め ら れ た 職 級 に つ い て 給 料 表 に 定 め る 給 料 額 が 支 給 さ れ な く れ ば な ら な い 。	降 任 、 免 職 、 休 職 等)	第 二 十 八 条	職 員 が 、 左 の 各 号 の一 に 該 當 す る 場 合 お い て は 、 そ の 意 に 反 し て 、 こ れ を 降 任 し 、 又 は 免 職 す る こ と が 可 能 。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、
勤務実績がよくない場合

一 勤務実績が良くない場合

二 (略)
三 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
四 (略)

二 (略)
三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
四 (略)

(當利企業への従事等の制限)
第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他當利を目的とする私企業(以下この項及び次条第一項において「當利企業」という。)を當むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定める地位を兼ね、若しくは自ら當利企業を當み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

(當利企業等の従事制限)
第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、當利を目的とする私企業を當むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体の規則)で定める地位を兼ね、若しくは自ら當利を目的とする私企業を當み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

2 (略)
第六節の二 退職管理
(再就職者による依頼等の規制)
第三十八条の二 職員(臨時に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員(第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。以下この節、第六十条及び第六十三条において同じ。)であつた者であつて離職後に當利企業等(當利企業及び當利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成十一年法

2 (略)
第六節の二 退職管理
(再就職者による依頼等の規制)
第三十八条の二 職員(臨時に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員(第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。以下この節、第六十条及び第六十三条において同じ。)であつた者であつて離職後に當利企業等(當利企業及び當利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成十一年法

律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。（）の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織（当該執行機関（当該執行機関の附属機関を含む。）の補助機関及び当該執行機関の管理に属する機関の總体をいう。第三十八条の七において同じ。）若しくは議会の事務局（当該執行機関の管理に属する機関の總体をいう。第三十八条の七において同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体の執行機関の組織等」という。）の職員若しくは特定地方独立行政法人的役員（以下「役職員」という。）又はこれらに類する者として人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則。以下この条（第七项を除く。）、第三十八条の七、第六十条及び第六十四条において同じ。）で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と当該當利企業等若しくはその子法人（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第一百六条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるもの）の間で締結される売買、貸借、請負その他契約又は当該當利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五

年間の職務に属するものに關し、離職後二年間、職務上の行為をするよう、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2

前項の「退職手当通算法人」とは、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人その他その業務が地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。））に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定められており、かつ、当該地方公共団体の条例において、当該法人の役員又は当該法人に使用される者として在職した後引き続いて再び職員となつた者の当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間を当該職員となつた者の職員としての勤続期間に通算することと定められている法人に限る。）をいう。

3

第一項の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されていする者のうち人事委員会規則で定めるものをいう。

4

第一項の規定によるもののほか、再就職者のうち、地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公

共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ず

る職であつて人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに關し、離職後二年間、職務上の行為をするよう、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

5 第一項及び前項の規定によるもののほか、再就職者は、在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人においてその締結について自らが決定したもの又は当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上の行為をするよう、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

6 第一項及び前二項の規定（第八項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）は、次に掲げる場合には適用しない。
一 試験、検査、検定その他の行政上の事務であつて法律の規定に基づく行政府による指定若しくは登録その他処分（以下「指定等」という。）を受けた者が行う当該指定等に係るもの若しくは行政府か

ら委託を受けた者が行う当該委託に係るものを行なうために必要な場合、又は地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものを行うために必要な場合

二 行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人との間で締結された契約に基づき、権利行使し、若しくは義務を履行する場合、行政庁の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として人事委員会規則で定める場合

三 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合

四 地方自治法第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続又は特定地方独立行政法人が公告して申込みをさせることによる競争の手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するため必要の場合

五 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合（一定の日以後に公にすることが予定される情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。）

六 再就職者が役職員（これに類する者を含む。以下の号において同じ。）に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないようを求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として人事委員会規則で定める場合において、人事委員会規則で定める手続により任命権者の承認を得て、再就職者が

当該承認に係る役職員に対し、当該承認に係る契約等事務に關し、職務上の行為をするよう、又はしないように要求し、又は依頼する場合

7 | 職員は、前項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項、第四項又は第五項の規定（次項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）により禁止される要求又は依頼を受けたとき（地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第一項、第四項又は第五項の規定（同条において準用する次項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。）は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。

8 | 地方公共団体は、その組織の規模その他事情に照らして必要があると認めるときは、再就職者のうち、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者について、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに關し、離職後二年間、職務上の行為をするよう、又はしないよう求めし、又は依頼してはならないことを条例により定めることができる。

（違反行為の疑いに係る任命権者の報告）

第三十八条の三 任命権者は、職員又は職員であつた者に前条の規定（同条第八項の規定に基づく条例が定められてゐるときは、当該条例の規定を含む。）に違反する行為（以下「規制違反行為」という。）を行つた疑いがあると思料するときは、その旨を人事委員会又は公平委員会に報告しなければならない。

（任命権者による調査）

第三十八条の四 任命権者は、職員又は職員であつた者に規制違反行為を行つた疑いがあると思料して当該規制違反行為に関して調査を行おうとするときは、人事委員会又は公平委員会にその旨を通知しなければならない。

2 人事委員会又は公平委員会は、任命権者が行う前項の調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができる。

3 任命権者は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、人事委員会又は公平委員会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

（新設）

（新設）

（任命権者に対する調査の要求等）

第三十八条の五 人事委員会又は公平委員会は、第三十八条の二第七項の届出、第三十八条の三の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に規制違反行為を行つた疑いがあると思料するときは、任命権者に対し、当該規制違反行為に関する調査を行うよう求めることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により行われる調査について準用する。

(地方公共団体の講ずる措置)

第三十八条の六 地方公共団体は、国家公務員法中退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するため必要と認められる措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、第三十八条の二の規定の円滑な実施を図り、又は前項の規定による措置を講ずるため必要と認めるときは、条例で定めるところにより、職員であつた者で条例で定めるものが、条例で定める法人の役員その他の地位であつて条例で定めるものに就こうとする場合又は就いた場合には、離職後条例で定める期間、条例で定める事項を条例で定める者に届け出させることができる。

(廃置分合に係る特例)

第三十八条の七 職員であつた者が在職していた地方公共団体（この条の規定により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体とみなされる地方公共団体を含む。）の廃置分合により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体（以下この条において「元在職団体」という。）の事務が他の地方公共団体に承継された場合には、当該他の地方公共団体を当該元在職団体と、当該他の地方公共団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局で当該元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局に相当するものの職員又はこれに類する者として当該他の地方公共団体の人事委員会規則で定めるものを当該元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局の職員又はこれに類する者として当該元在職団体の人事委員会規則で定めるものと、そ

(新設)

(新設)

れぞれみなして、第三十八条の二から前条までの規定（第三十八条の二第八項の規定に基づく条例が定められているときは当該条例の規定を含み、これらの規定に係る罰則を含む。）並びに第六十条第四号から第八号まで及び第六十三条の規定を適用する。

第七節 研修

第四十条 削除

（人事行政の運営等の状況の公表）
第五十八条の二 任命権者は、次条に規定するもののほか、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時に勤務する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、研修並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならぬ。
（略）

第七節 研修及び勤務成績の評定

（勤務成績の評定）
第四十条 任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。
2 人事委員会は、勤務成績の評定に関する計画の立案その他勤務成績の評定に関し必要な事項について任命権者に勧告することができる。

第四章 補則

（人事行政の運営等の状況の公表）
第五十八条の二 任命権者は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時に勤務する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、研修並びに福利及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。
（略）

(等級等ごとの職員の数の公表)

第五十八条の三 任命権者は、第二十五条第四項に規定する等級及び職員の職の属する職制上の段階ごとに、

職員の数を、毎年、地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 地方公共団体の長は、毎年、前項の規定による報告を取りまとめ、公表しなければならない。

第五章 罰則

(罰則)

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下 の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

四 (略)

五 (略)

六 在職して いた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職前五年間の職務に属するものに關し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

七 地方自治法第一百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者であつて、離職後二年を経過するまでの間に、当該職に就いていた時に在職して いた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当

(新設)

(罰則)

第六十条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 (略)

四 (略)

五 (略)

六 在職して いた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに關し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

七 地方自治法第一百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者であつて、離職後二年を経過するまでの間に、当該職に就いていた時に在職して いた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当

第五章 罰則

(新設)

該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに關し、職務上不正な行為をするよう、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

六

在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と営利企業等(再就職者が現にその地位に就いているものに限る。)若しくはその子法人との間の契約であつて当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人においてその締結について自らが決定したもの又は当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する处分であつて自らが決定したものに關し、職務上不正な行為をするよう、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

(新設)

(新設)

七
国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者であつて、離職後二年を経過するまでの間に、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに關し、職務上不正な行為をするよう、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者(第三十八条の二第八項の規定に

基づき条例を定めている地方公共団体の再就職者に
限る。)

八 第四号から前号までに掲げる再就職者から要求又

は依頼（地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第四号から前号までに掲げる要求又は依頼を含む。）を受けた職員であつて、当該要求又は依頼を受けたことを理由として、職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

三 第十八条の三（第二十一条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して受験を阻害し、又は情報を提供した者

四・五 （略）

第六十一条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は十円以下罰金に処する。

一・二 （略）

三 第十九条第一項後段の規定に違反して受験を阻害し、又は情報を提供した者

（新設）

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

一 職務上不正な行為（当該職務上不正な行為が、當利企業等に対し、他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該當利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを目的として、当該役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、若しくは当該役職員若しくは役職員であつた者を当該地位に就かせることを要求し、若しくは依頼する行為、又は當利企業等に対し、離職後に当該當利企業等若しくはその子法人の地位に就くことを

目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報を提供を依頼し、若しくは当該地位に就くことを要求し、若しくは約束する行為である場合における当該職務上不正な行為を除く。次号において同じ。)をすること若しくはしたこと、又は相当の行為をしないこと若しくはしなかつたことに関し、當利企業等に対し、離職後に当該當利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該當利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

二 職務に関し、他の役職員に職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないようを要求し、依頼し、若しくは唆すこと、又は要求し、依頼し、若しくは唆したことに関し、當利企業等に対し、離職後に当該當利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該當利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

三 前号(地方独立行政法人法第五十条の二において準用する場合を含む。)の不正な行為をするように、又は相当の行為をしないようを要求し、依頼し、又は唆した行為の相手方であつて、同号(同条において準用する場合を含む。)の要求又は約束があつたことの情を知つて職務上不正な行為をし、又は相当地位をしなかつた職員

第六十四条 第三十八条の二第一項、第四項又は第五項の規定(同条第八項の規定に基づく条例が定められて

(新設)

いるべきは、当該条例の規定を含む。)に違反して、役職員又はこれらの規定に規定する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするよう又はしないよううに要求し、又は依頼した者(不正な行為をするよう又は相当の行為をしないよう)に要求し、又は依頼した者を除く。)は、十万円以下の過料に処する。

(新設)

第六十五条 第三十八条の六第二項の条例には、これに違反した者に対し、十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

○ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百二十九号）

【第二条関係】

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
3 2 (役員の服務)	<p>第五十条 特定地方独立行政法人の役員（以下この条及び次条において単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>（略）</p>	<p>第五十条 特定地方独立行政法人の役員（以下この条において単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>（役員の服務）</p>
3 2 (役員の退職管理)	<p>第五十条の二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一条）第八条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第三十八条の二から第三十八条の七までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）並びに同法第六十条（第四号から第八号までに係る部分に限る。）及び第六十三条の規定は、役員又は役員であつた者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。</p>	<p>第五十条の二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一条）第八条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第三十八条の二から第三十八条の七までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）並びに同法第六十条（第四号から第八号までに係る部分に限る。）及び第六十三条の規定は、役員又は役員であつた者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。</p> <p>（新設）</p>

第三十八条第一項の二第一項	第八条第一項第四号	人事行政の運営
職員若しくは	職員	職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下この節、第六十三条において同じ。）
職員若しくは	退職手当通算予定	退職手当通算予定
職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下この節、第六十三条において同じ。）	役員	特定地方独立行政法人の役員
職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下この節、第六十三条において同じ。）	役員	特定地方独立行政法人の役員の退職

例 地方公共団体の条	法 地方独立行政法人	法 地方独立行政法人	前項	この条							

人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則（以下同じ。）の規定による設立団体をいう（第三項に規定する設立団体をいう）。

法人の規程 特定地方独立行政	同法	項において準用する前	法第五十条の二に地方独立行政法人								
-------------------	----	------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

く。（）を除く。）

第三十八条の二第三項	手当通算予定職員	第一項の「退職	地方独立行政法人	法第五十条の二に	法第五十条において準用する第	同条において準用する前項	任命	選考による採用	第一項の	第三十八条の二第四項	第三十五条の二第五項	第三十八条の二第六項	各号列記以	外の部分
第八項	第一項	第一項	第一項	第一項の	第一項の	第一項の	第一項	第一項の	第一項	第三十八条の二第四項	第三十五条の二第五項	第三十八条の二第六項	各号列記以	外の部分
する第八項	同条において準用する第八項	一項	おいて準用する第一項	法第五十条の二に地方独立行政法人	法第五十条の二に地方独立行政法人	法第五十条の二に地方独立行政法人	法第五十条の二に地方独立行政法人	法第五十条の二に地方独立行政法人	法第五十条の二に地方独立行政法人	第三十八条の二第四項	第三十五条の二第五項	第三十八条の二第六項	各号列記以	外の部分

第三十八条の二第七項	第三十八条の二第二項	前項各号						
その組織	地方公共団体は	人事委員会又は 人事委員会規則	地方独立行政法人 法第五十条の二に おいて準用する第 一項、第四項又は 第五項の規定（同 じにおいて準用す る）	（次項）	から第一項			
行政法人の組織	その特定地方独立	設立団体は	員会又は 設立団体の人事委 員会規則	設立団体の人事委 員会規則	は第五項の規定（ （同条において準 用する次項）	から同条において 準用する第一項	法第五十条の二に おいて準用する前 項各号	地方独立行政法人

の 七 第三十八条	の 六 第二項 第三十八条	の 六 第一項 第三十八条	五 第一項 三十八条の四及び第五 第三十八条	第三 第三十八条	第三 第三十八条	第三 第三十八条	第三 第三十八条	第三 第三十八条
の 条の規定により 地方公共団体(二)	第三十八条の二 地方公共団体	員 地方公共団体の職	は 地方公共団体	人事委員会	人事委員会	前条		
法人 特定地方独立行政 (この条の規)	三十八条の二 において準用する第 法第五十条の二に	設立 法人の役員 地方独立行政	は 特定 法人又は設立 特定 地方独立行政 団体	員会 設立 団体の人事委	員会 設立 団体の人事委	条において準用する前 法第五十条の二に 地方独立行政法人		

組織若しくは議会の執行機関の事務局で当該元在職	若しくは議会の事務局で当該元在職	他の地方公共団体	他の地方公共団体	を当該元在職団体				この条において「元在職団体」とい	方公共団体（以下「この条において「元在職団体」とい	が在職していた地	該職員であつた者	廃置分合により当	者が在職していた	当該職員であつた者	
してこれらに類する者と	しらば役員又はこ	行政法人の職員若	他の特定地方独立	在職法人	行政法人	他の特定地方独立	方独立行政法人	義務が他の特定地	う。）の権利及び	立行政法人（以下「この条において「元在職法人」とい	あつた者が在職し	ていた特定地方独	により当該役員で	なされたる特定地方	定により当該役員

七号	第六十条第												
き条例を定めてい 八項の規定に基づ 第三十八条の二第	第六十条第四号		八項	第三十八条の二第		ら	第三十八条の二か	元在職団体の執行	機関の組織若しくは議会の事務局の職員又はこれに類する者として当該	元在職団体の執行	機関の組織若しくは議会の事務局の職員又はこれに類する者として当該	元在職団体の執行	の事務局に相当するものの職員又はこれに類する者として当該他の地方公共団体の
において準用する第 法第五十条の二に 地方独立行政法人	第六十条第四号	において準用する	八項	第三十八条の二第	において準用する	ら	第三十八条の二か	元在職法人の職員	若しくは役員又はこれらに類する者として	元在職法人の職員	若しくは役員又はこれらに類する者として	元在職法人の職員	

第六十五条 条	第六十四条 条	第六十条 八号	第六十条 条第	る地方公共団体
二項 第三十八条の六第	一項 第三十八条の二二第	に おいて 準用する 者から 要求又は依 頼（地方独立行政 法人法第五十条の二 において準用する）	第四号から前号ま でに掲げる再就職 者から要求又は依 頼（地方独立行政 法人法第五十条の二 において準用する）	三十八条の二第 八号の規定に基づ き設立団体が条例を 定めている場合に 方独立行政法人

（職員に係る他の法律の適用除外等）
第五十三条 次に掲げる法律の規定は、特定地方独立行

（職員に係る他の法律の適用除外等）
第五十三条 次に掲げる法律の規定は、

特定地方独立行

政法人の職員（以下この条において単に「職員」といふ。）には適用しない。

一 地方公務員法第八条（第一項第四号及び第七項を除く。）、第十四条第二項、第五十五条の二第三項、第二十三条の二第三項、第二十三条の四から第二十六条の三まで、第二十六条の五第三項（同法第二十六条の六第十一項において準用する場合を含む。）、第六条の六第十一項において準用する場合を含む。）、第三十七条、第三十八条第二項、第三十九条第三項及び第四項、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで、第五十八条（同条第三項及び第四項、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで、第五十八条（同条第三項中労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十四条第二項及び第三項に係る部分並びに同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法（昭和二十二年法律第一百号）第八十九条から第九十六条までに係る部分（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。）を除く。）、第五十八条の二並びに第五十八条の三の規定

3 2

二・三（略）

職員に関する地方公務員法の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条第一項
特定地方独立行政
議会の議長、選舉管理委員会、代
表監査委員、教育委員会、人事委員

第六条第一項
特定地方独立行政
法人の理事長

政法人の職員（以下この条において単に「職員」といふ。）には適用しない。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十号）第八条（第七項を除く。）、第十四条第二項、第二十四条から第二十六条の三まで、第二十六条の五第三項（同法第二十六条の六第十一項において準用する場合を含む。）、第三十七条、第三十八条第二項、第三十九条第三項及び第四項、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで、第五十八条（同条第三項中労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十四条第二項及び第三項に係る部分並びに同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法（昭和二十二年法律第一百号）第八十九条から第九十六条までに係る部分（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。）を除く。）、第五十八条の二並びに第五十八条の二の規定

3 2

二・三（略）

職員に関する地方公務員法の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条第一項
特定地方独立行政
議会の議長、選舉管理委員会、代
表監査委員、教育委員会、人事委員

第六条第一項
特定地方独立行政
法人の理事長

第八条第一項	第六条第二項				
人事行政の運営	その補助機関たる上級の地方公務員	前項の任命権者は、同項	それぞれ職員	条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める	道府県警察本部長、市町村の消防部長（特別区が連合して維持する消防の例に他の法令又は条例に基づく任命権者）会及び公平委員会並びに警視総監、会及び公平委員会並びに警視総監、市町村の消防部長（特別区が連合して維持する消防の例に他の法令又は条例に基づく任命権者）
退職管理	員理事長若しくは上級の職員	前項特定法人の理事長は、前項特定法人の理事長は、	職員	設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう）の条例及び特定地方独立行政法人の	

(新設)	第六条第二項				
(新設)	その補助機関たる上級の地方公務員	前項の任命権者は、同項	それぞれ職員	条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める	道府県警察本部長、市町村の消防部長（特別区が連合して維持する消防の例に他の法令又は条例に基づく任命権者）会及び公平委員会並びに警視総監、市町村の消防部長（特別区が連合して維持する消防の例に他の法令又は条例に基づく任命権者）
(新設)	員理事長若しくは上級の職員	前項特定法人の理事長は、前項特定法人の理事長は、	職員	設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう）の条例及び特定地方独立行政法人の	

第 一 項 第 十 八 条	第 二 項 第 十 七 条 の 第 三 項	第 三 項 第 十 七 条 の 第 二 項	第 四 項 第 十 六 条 第 三 号	第 五 項 第 十 六 条 第 二 号	第 六 項 第 十 六 条 各 号 列 記 以 外 の 部 分	第 七 項 第 十 四 条 第 一 項	項 第 四 号
他の地方公共団体	人事委員会等	。) 委員会等」という 節において「人事	人事委員会（人事 委員会を置かない 地方公共団体においては、任命権者 とする。以下この 法人の理事長	特定地方独立行政 法人	特定地方独立行政 法人又は設立団体	条例	地方公共団体
地方公共団体の機 関	特定地方独立行政 法人の理事長		特定地方独立行政 法人の理事長	特定地方独立行政 法人	特定地方独立行政 法人又は設立団体	設立団体の条例	特定地方独立行政 法人

第 一 項 第 十 八 条 第	第 二 項 第 十 七 条 第	第 三 項 第 十 七 条 第	第 四 項 第 十 六 条 第 三 号	第 五 項 第 十 六 条 第 二 号	第 六 項 第 十 六 条 各 号 列 記 以 外 の 部 分	第 七 項 第 十 四 条 第 一 項	項 第 四 号
他の地方公共団体	人事委員会	。) 項において同じ。 び第二十二条第一項及 八条、第十九条第一項及 第二十二条第一項。	人事委員会（人事 委員会を置かない 地方公共団体においては、任命権者 とする。以下第十 法人の理事長	特定地方独立行政 法人	特定地方独立行政 法人又は設立団体	条例	地方公共団体
地方公共団体の機 関	特定地方独立行政 法人の理事長		特定地方独立行政 法人の理事長	特定地方独立行政 法人	特定地方独立行政 法人又は設立団体	設立団体の条例	特定地方独立行政 法人

					(削る)		
の二第三項	第二十一条	の二第二項	第二十一条	第十八条の二、第十九条及び第二項		(削る)	これらの機関
団体又は他の地方公共	人事委員会等	委員会等の行う	任命権者が、人事	人事委員会等		(削る)	の機関

	(新設)	(新設)		二項	第十八条第		
	(新設)	(新設)		第一条	第十九条及 び第二十二		
	(新設)	(新設)		人事委員会	団体又は他の地方公共	人事委員会	これらの機関

七第三一六～合、を用するい十六項及 第六項まかの第、でら六二むる。場て一条～及 各号、でら六六。場て一条～及 列第、第第十。	第二十二条 第五項	二条第一項 及び第二十 の四第三項	第二十一条 の四第三項	第二十一 の四第一項
条例	人事委員会を置か ない地方公共団体	人事委員会等	定める職（人事委員会を置かない地方公共団体における任命権者が）	人事委員会規則で定める職（人事委員会規則で定める職）
設立団体の条例	特定法人 特定地方独立行政	特定法人の理事長 特定地方独立行政	特定法人の理事長が定める職	特定地方独立行政

七第三一六～合、を用するい十六項及 第六項まかの第、でら六二むる。場て一条～及 各号、でら六六。場て一条～及 列第、第第十。	第二十二条 第五項		(新設)	(新設)
条例	人事委員会を置か ない地方公共団体	(新設)		(新設)
設立団体の条例	特定法人 特定地方独立行政	(新設)		(新設)

第二項 の三 第一項 第二十八条 条	第二項 の二 第三項 第二十八条 条						
より で定めるところに かかわらず、条例 により	他の地方公共団体	条例で	地方公共団体にお ける	条例	職制		記以外の部 分及び第八部 二項 二十七 条第 二項
かかわらず	地方公共団体	特定地方独立行政 の規程で	法人における	設立団体の条例	組織		

第二項 の三 第一項 第二十八条 条	第二項 の二 第三項 第二十八条 条						
より で定めるところに かかわらず、条例 により	他の地方公共団体	条例で	地方公共団体にお ける	条例	職制		記以外の部 分及び第八部 二項 二十七 条第 二項
かかわらず	地方公共団体	特定地方独立行政 の規程で	法人における	設立団体の条例	組織		

第二十九条 第二項			第三十条 第二項	第三十一条 第二項	第三十二条 第二項	第三十三条 第二項	第三十四条 第二項	第三十五条 第二項	第三十六条 第二項
条例 若しくは特定地方独立行政法人	他の地方公共団体 若しくは特定地方独立行政法人	当該地方公共団体	条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める	地方公共団体	条例	条例	条例	地方公共団体	ときは、条例で定めるところにより
設立団体の条例 若しくは特定地方独立行政法人	他の特定地方独立行政法人若しくは地方公共団体	当該特定地方独立行政法人	設立団体の条例若しくは特定地方独立行政法人の	特定地方独立行政法人	設立団体の条例	設立団体の条例	設立団体の条例	特定地方独立行政法人	ときは、条例で定めるところにより

第三十九条 第二項及び 第二十九条 の二第二項	第三十二条 第三十一条	第三十五条 第三十六条 第二項各号 列記以外の 部分	第三十六条 第二項第五 号	第三十六条 第三十六 条	条例	条例、地方公共團 体の規則及び地方 公共団体の機関の 定める	条例	条例	条例
人事委員会規則へ ない地方公共団体を置か	条例	域 地方公共団体の区	地方公共団体	条例	条例	条例、地方公共團 体の規則及び地方 公共団体の機関の 定める	条例	条例	条例
特定地方独立行政 法人の規程	設立団体の条例	区域 特定地方独立行政 法人の設立団体の 法人	特定地方独立行政 法人	設立団体の条例	設立団体の条例及 び特定地方独立行 政法人の	設立団体の条例及 び特定地方独立行 政	特定地方独立行政 法人の規程	特定地方独立行政 法人の規程	設立団体の条例

第一項 第三十八条	号 第二項第五 第三十六条	第三項第六 第二項各号 列記以外の 部分	第三十六 第三十二条 第三十五条	第三十二条 第三十一条	第三十二条 第三十一条	第三十二条 第三十一条	第三十二条 第三十一条	第三十二条 第三十一条
人事委員会規則がない 地方公共団体を置か	条例	域 地方公共団体の区	地方公共団体	条例	条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める	条例	条例	条例
法人の規程 特定地方独立行政	設立団体の条例	区域 特定地方独立行政 法人の設立団体の行政	法人 特定地方独立行政	設立団体の条例	設立団体の条例及び特定地方独立行政法人の政法人の	特定地方独立行政	特定地方独立行政	設立団体の条例

第三十八条	の二第一項	第三十九条	の二第二項	第三十条	の二第七項	第三十一条	の二第八項	第三十二条	の二第八項	第三十三条	の三、第三十一条	第三十四条	及び第三十一条	八条の五第
人事委員会を置か ない地方公共団体 においては、地方 公共団体の規則	地方公共団体の規則	例	地方公共団体の条例	人事委員会規則	人事委員会又は	その組織	地方公共団体は	人事委員会又は	その組織	第三十八条	の二第八項	第三十二条	及び第三十一条	八条の五第
設立団体の人事委 員会規則（人事委 員会を置かない設 立団体においては、 設立団体の規則）	特定地方独立行政 法人の規程	（）をいう	設立団体の人事委 員会規則	設立団体の人事委 員会又は	設立団体は	設立団体の組織	行政法人の組織	設立団体の人事委 員会	設立団体の人事委 員会	第三十九条	の二第二項	第三十条	の二第七項	第三十八条

の 地 方 公 共 团 体	う。 の 事 務 が 他	の 地 方 公 共 团 体	う。 の 事 務 が 他	の 地 方 公 共 团 体
第三十八条 の六第二項	第三十八条 の六第一項	地方公共団体	当該地方公共団体	地方公共団体は

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	

(新設)	第四十二条	(新設)		(新設)	(新設)
(新設)	地方公共団体	(新設)		(新設)	(新設)
(新設)	特定地方独立行政 法人	(新設)		(新設)	(新設)

七号

地方公共団体

定めている場合における当該特定地

方独立行政法人

4～6 (略)

(議会への報告等)

第五十四条 (略)

3 | 2
(略)

特定地方独立行政法人は、地方公務員法第三章第六節の二及び第五章（第五十条の二において準用する場合を含む。）の規定を施行するために必要な事項として設立団体の人事委員会（人事委員会を置かない設立団体においては、設立団体の長。以下この項において同じ。）が定める事項を、設立団体の人事委員会が定める日までに、設立団体の人事委員会に届け出なければならない。

4～6 (略)
(議会への報告等)
第五十四条 (略)
2 (新設)
(略)

(新設)

第六十二条の二 第五十九条第一項に規定する設立団体の内部組織で当該移行型特定地方独立行政法人の業務に相当する業務を行うものの職員（地方公務員法第四条第一項に規定する職員であつた者に限る。）であつた者に対する同法第三十八条の二から第三十八条の六までの規定（同法第三十八条の二第八項の規定に基づく条例が定められているときは当該条例の規定を含み、これらの規定に係る罰則を含む。）並びに同法第六十条第四号から第八号まで及び第六十三条の規定の適用については、当該移行型特定地方独立行政法人を当該職員であつた者が在職していた地方公共団体と、当該移行型特定地方独立行政法人の職員若しくは役員又は

これらに類する者として第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する同法第三十八条の二第一項に規定する人事委員会規則で定めるものを当該職員であつた者が在職していた地方公共団体の同法第三十八条の二第一項に規定する執行機関の組織又は同項に規定する議会の事務局の職員又はこれに類する者として同項に規定する人事委員会規則で定めるものとみなす。

(設立団体が二以上である場合の特例)

第一百二十三条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項から第三項まで(第七十六条において準用する場合を含む。)、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項及び第二項第一号、第二十六条第一項及び第四項、第三十一条第一項、第三十四条第一項、第三十六条、第三十九条、第四十条第三項及び第四項、第四十一条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十二条の二第一項、第二項、第三項ただし書及び第四项、第四十四条第一項、第五十条第三項、第五十五条、第七十一条第二項及び第八項、第七十二条第一項、第一百二十一条第一項並びに前条第一項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

2 (略)

5 設立団体が二以上である場合における第五十条の二及び第五十三条第三項から第六項までの規定の適用について、第五十条の二の表第三十八条の二第一項の項中「設立団体(地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」

(設立団体が二以上である場合の特例)

第一百二十三条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項から第三項まで(第七十六条において準用する場合を含む。)、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項及び第二項第一号、第二十六条第一項及び第四項、第三十一条第一項、第三十四条第一項、第三十六条、第三十九条、第四十条第三項及び第四項、第四十一条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十二条の二第一項、第二項及び第三項ただし書、第四十四条第一項、第五十条第三項、第五十五条、第七十一条第二項及び第八項、第七十二条第一項、第一百二十一条第一項並びに前条第一項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

2 (略)

5 設立団体が二以上である場合における第五十三条第三項から第六項までの規定の適用については、同条第三項の表中「設立団体(地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)の」とあるのは「地方独立行政法人法第一百二十二条第四項の

地方独立行政法人法第百二十三条第四項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に對して適用する旨が定款に定められた地方公共団体」と、「設立団体においては、設立団体」とあるのは「条例適用設立団体においては、条例適用設立団体」と、同表第三十八条の二第七項の項、第三十八条の二第八項の項、第三十八条の三の項、第三十八条の四及び第三十八条の五第一項の項、第三十八条の六第一項の項、第三十一条の六第二項の項及び第六十条第七号の項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三条第三項の表第六条第一項の項中「設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）」とあるのは「地方独立行政法人法第一百二十三条第四項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に對して適用する旨が定款に定められた地方公共団体（以下「設立団体の条例」とあるのは「条例適用設立団体の条例」と、同表第四項から第六項までの規定中「設立団体」と、同表第三十六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）」の「とあるのは「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第百二十三条第四項の規定によりその条例を同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職員に對して適用する旨が定款に定められた地方公共団体（以下「条例適用設立団体」という。）の」とあるのは「条例適用設立団体」とする。

規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に對して適用する旨が定款に定められた地方公共団体（以下「条例適用設立団体」という。）と、「設立団体の条例」とあるのは「条例適用設立団体の条例」と、同表第三十六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）の「とあるのは「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第百二十三条第四項の規定によりその条例を同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職員に對して適用する旨が定款に定められた地方公共団体（以下「条例適用設立団体」という。）の」と、「設立団体の条例」とあるのは「条例適用設立団体の条例」とする。

十八条の六第二項の項及び第六十条第七号の項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三条第四項から第六項までの規定中「設立団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）」とあるのは「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第一百二十三条第四項の規定によりその条例を同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体（以下「条例適用設立団体」という。）」と、「設立団体の条例」とあるのは「条例適用設立団体の条例」とする。

第一百三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした地方独立行政法人の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。
一 （略）
二 この法律の規定により設立団体の長又は設立団体の人事委員会に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三〇十四 （略）

第一百三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした地方独立行政法人の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。
一 （略）
二 この法律の規定により設立団体の長に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三〇十四 （略）

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）【附則第七条】

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第一百三十八条 (略) ⑧ ② ⑤ ⑦ (略) 事務局長、書記長、書記その他の職員に関する任用 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及 及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保 護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるも のを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。 第一百七十二条 (略) ④ ② ③ (略) ④ 第一項の職員に関する任用、人事評価、給与、勤務 時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び 理、研修、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに定 しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務 員法の定めるところによる。	第一百三十八条 (略) ⑧ ② ⑤ ⑦ (略) 事務局長、書記長、書記その他の職員に関する任用 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及 及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利 益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定 めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところに よる。 第一百七十二条 前十一条に定める者を除くほか、普通地 方公共団体に職員を置く。
(傍線部分は改正部分)	

○ 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）【附則第八条関係】

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
② (略)	<p>（地方公共団体の行う無料職業紹介事業）</p> <p>第三十三条の四 地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する無料の職業紹介事業を行う必要があると認めるとときは、厚生労働大臣に届け出て、当該無料の職業紹介事業を行うことができる。</p>	<p>（地方公共団体の行う無料職業紹介事業）</p> <p>第三十三条の四 地方公共団体は、当該地方公共団体の区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策、企業の立地の促進を図るための施策その他当該区域内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する業務として無料の職業紹介事業を行う必要があると認めるとときは、厚生労働大臣に届け出て、当該無料の職業紹介事業を行うことができる。</p>
② (略)	<p>一 当該地方公共団体の区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策、企業の立地の促進を図るための施策その他当該区域内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する業務として行う無料の職業紹介事業</p> <p>二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八条の六第一項（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百六十一号）第五十条の二において準用する場合を含む。）に規定する退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置として行う無料の職業紹介事業</p>	<p>（傍線部分は改正部分）</p>

○ 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）【附則第九条関係】

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

目次

第一章 (略)	第二章 任免、人事評価、給与、分限及び懲戒
第一節 (略)	第二章 任免、人事評価、給与、分限及び懲戒
第三章 (略)	第三章 (略)
第七章 (略)	第三章 (略)
附則	第七章 (略)

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、教育を通じて国民全體に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基づき、教育公務員の任免、人事評価、給与、分限、懲戒、服務及び研修等について規定する。

第二章 任免、人事評価、給与、分限及び懲戒
第一節 大学の学長、教員及び部局長

(採用及び昇任の方法)

第三条 学長及び部局長の採用（現に当該学長の職以外の職に任命されている者を当該学長の職に任命する場合及び現に当該部局長の職以外の職に任命されている者を当該部局長の職に任命する場合を含む。次項から第四項までにおいて同じ。）並びに教員の採用（現に当該教員の職が置かれる部局に置かれる教員の職以外の職に任命されている者を当該部局に置かれる教員の職の外）

現 行

目次

第一章 (略)	第二章 任免、給与、分限及び懲戒
第一節 (略)	第二章 任免、給与、分限及び懲戒
第三章 (略)	第三章 (略)
第七章 (略)	第七章 (略)
附則	第七章 (略)

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、教育を通じて国民全體に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基づき、教育公務員の任免、給与、分限、懲戒、服務及び研修等について規定する。

第二章 任免、給与、分限及び懲戒
第一節 大学の学長、教員及び部局長

(採用及び昇任の方法)

第三条 学長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとする。

職に任命する場合を含む。以下この項及び第五項において同じ。) 及び昇任(採用に該当するものを除く。同項において同じ。)は、選考によるものとする。

256 (略)

(転任)

第四条 学長、教員及び部局長は、学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長の審査の結果によるのでなければ、その意に反して転任(現に学長の職に任命されている者を当該学長の職以外の職に任命する場合、現に教員の職に任命されている者を当該教員の職が置かれる部局に置かれる教員の職以外の職に任命する場合及び現に部局長の職に任命されている者を当該部局長の職以外の職に任命する場合をいう。)をされることはない。

255 (略)

256 (略)

(転任)

第四条 学長、教員及び部局長は、学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長の審査の結果によるのでなければ、その意に反して転任されることはない。

255 (略)

255 (略)

(転任)

第五条 学長、教員及び部局長は、学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長の審査の結果によるのでなければ、その意に反して免職されることはない。教員の降任(前条第一項の転任に該当するものを除く。)についても、また同様とする。

2 (略)

(人事評価)

第五条の二 学長、教員及び部局長の人事評価及びその結果に応じた措置は、学長にあつては評議会が、教員及び学部長にあつては教授会の議に基づき学長が、学部長以外の部局長にあつては学長が行う。

2 (新設)

第五条 学長、教員及び部局長は、学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長の審査の結果によのでなければ、その意に反して免職されることはない。教員の降任についても、また同様とする。

2 (略)

(人事評価)

第五条の二 学長、教員及び部局長の人事評価及びその結果に応じた措置は、学長にあつては評議会が、教員及び学部長にあつては教授会の議に基づき学長が、学部長以外の部局長にあつては学長が行う。

前項の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に必要な事項は、評議会の議に基づき学長が定める。

(任命権者)

第十条 (略)
大学の学長、教員及び部局長に係る標準職務遂行能力は、評議会の議に基づく学長の申出に基づいて、任命権者が定める。

第十条 (略)
(新設)
(任命権者)

(採用及び昇任の方法)

第十一条 公立学校の校長の採用（現に校長の職以外の職に任命されている者を校長の職に任命する場合を含む。）並びに教員の採用（現に教員の職以外の職に任命されている者を教員の職に任命する場合を含む。以下この条において同じ。）及び昇任（採用に該当するものを除く。）は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校にあつては当該大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園を除く。）にあつてはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園に限る。）にあつてはその校長及び教員の任命権者である地方公共団体の長が行う。

(採用及び昇任の方法)

第十一条 公立学校の校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校にあつては当該大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園を除く。）にあつてはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園に限る。）にあつてはその校長及び教員の任命権者である地方公共団体の長が行う。

(採用及び昇任の方法)

第十五条 専門的教育職員の採用（現に指導主事の職以外の職に任命されている者を指導主事の職に任命する場合及び現に社会教育主事の職以外の職に任命されている者を社会教育主事の職に任命する場合を含む。以

(採用及び昇任の方法)

第十五条 専門的教育職員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、当該教育委員会の教育長が行う。

下この条において同じ。)及び昇任(採用に該当するものを除く。)は、選考によるものとし、その選考は、当該教育委員会の教育長が行う。

(教育長の給与等)

第十六条 教育長については、地方公務員法第二十二条、第二十四条及び第二十五条の規定は、適用しない。

2 (略)

第二十条 削除

(教育長の給与等)

第十六条 教育長については、地方公務員法第二十二条から第二十五条まで(条件附任用及び臨時的任用並びに職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件)の規定は、適用しない。

2 (略)

(勤務成績の評定)

第二十条 大学の学長、教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、学長にあつては評議会、教員及び学部長にあつては教授会の議に基づき学長、学部長以外の部局長にあつては学長が行う。
2 前項の勤務成績の評定は、評議会の議に基づき学長が定める基準により、行わなければならない。

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等(政令で指定する者を除く。)に対して、その採用(現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第四条第一項において同じ。)の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」という。)を実施しなければならない。

2
3 (略)

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等(政令で指定する者を除く。)に対して、その採用の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」という。)を実施しなければならない。

第三十五条 研究施設の長及び研究施設研究教育職員について、第三条第一項、第二項及び第五項、第五条の二、第六条、第七条、第二十一条並びに第二十二条の規定を準用する。この場合において、第三条第二項中「評議会（評議会を置かない大学にあつては、教授会。以下同じ。）の議に基づき学長」とあり、同条第五項、第五条の二第二項及び第六条中「評議会の議に基づき学長」とあり、並びに第五条の二第一項中「評議会」とあり、及び「教授会の議に基づき学長」とあるのは「任命権者」と、第三条第二項中「評議会が」とあり、同条第五項中「教授会の議に基づき学長が」とあり、及び第七条中「評議会の議に基づき学長が」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者が」と読み替えるものとする。

附
則

(幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例)
第四条 幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼稚園等」という。）の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事）は、採用の日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等（政令で指定す

(幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例)
第四条 幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園(以下この条において「幼稚園等」という。)の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事)は、採用した日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等(政令で指

附則

第三十五条 研究施設の長及び研究施設研究教育職員について、第三条第一項、第二項及び第五項、第六条、第七条、第二十条、第二十一条並びに第二十二条の規定を準用する。この場合において、第三条第二項中「評議会（評議会を置かない大学にあつては、教授会以下同じ。）の議に基づき学長」とあり、同条第五項、第六条及び第二十条第二項中「評議会の議に基づき学長」とあり、並びに同条第一項中「評議会」とあり、及び「教授会の議に基づき学長」とあるのは「任命権者」と、第三条第二項中「評議会が」とあり、同条第五項中「教授会の議に基づき学長が」とあり、及び第七条中「評議会の議に基づき学長が」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者が」と読み替えるものとする。

る者を除く。)に對して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。
②(略)

定する者を除く。)に對して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。
③(略)

○ 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）【附則第十一条関係】

（傍線部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
5	附 則	(地方公営企業法の準用)	
第十七条 地方公営企業法第三十八条並びに第三十九条	第一項及び第三項から第五項までの規定は、地方公営企業（同法第四企業（同法第四章の規定が適用されるものを除く。）に勤務する職員に勤務する職員について準用する。	第十七条 地方公営企業法第三十七条、第三十八条及び	第三十九条第一項の規定は、地方公営企業（同法第四章の規定が適用されるものを除く。）に勤務する職員について準用する。
2 (略)		2 (略)	
5	附 則	第十七条 地方公営企業法の準用	第十七条 地方公営企業法の準用
用される一般職に属する地方公務員であつて、第三条 第四号の職員以外のものに係る労働関係その他身分取扱いについては、その労働関係その他身分取扱いに關し特別の法律が制定施行されるまでの間は、この法律 (第十七条を除く。)並びに地方公営企業法第三十八条 条及び第三十九条の規定を準用する。この場合において、同一条第一項中「第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで」とあるのは「第四十九条まで」と、 同一条第四項中「地方公営企業の管理者」とあるのは「任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。）」と読み替えるものとする。	用される一般職に属する地方公務員であつて、第三条 第四号の職員以外のものに係る労働関係その他身分取扱いについては、その労働関係その他身分取扱いに關し特別の法律が制定施行されるまでの間は、この法律 (第十七条を除く。)及び地方公営企業法第三十七条 から第三十九条までの規定を準用する。この場合において、同法第三十九条第一項中「第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで」とあるのは「第四十九条まで」と、同一条第三項中「地方公営企業の管理者」とあるのは「任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。）」と読み替えるものとする。	用される一般職に属する地方公務員であつて、第三条 第四号の職員以外のものに係る労働関係その他身分取扱いについては、その労働関係その他身分取扱いに關し特別の法律が制定施行されるまでの間は、この法律 (第十七条を除く。)及び地方公営企業法第三十七条 から第三十九条までの規定を準用する。この場合において、同法第三十九条第一項中「第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで」とあるのは「第四十九条まで」と、同一条第三項中「地方公営企業の管理者」とあるのは「任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。）」と読み替えるものとする。	用される一般職に属する地方公務員であつて、第三条 第四号の職員以外のものに係る労働関係その他身分取扱いについては、その労働関係その他身分取扱いに關し特別の法律が制定施行されるまでの間は、この法律 (第十七条を除く。)及び地方公営企業法第三十七条 から第三十九条までの規定を準用する。この場合において、同法第三十九条第一項中「第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで」とあるのは「第四十九条まで」と、同一条第三項中「地方公営企業の管理者」とあるのは「任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。）」と読み替えるものとする。

改 正 案

第三十七条 削除

(職階制)

第三十七条 企業職員については、職階制を実施することができる。

2 前項の職階制においては、企業職員の職を職務の種類及び複雑と責任の度に応じて分類整理しなければならない。

現 行

(他の法律の適用除外等)
 第三十九条 企業職員については、地方公務員法第五条、第八条(第一項第四号及び第六号、第三項並びに第五項を除く。)、第十四条第二項、第二十三条の四から第二十六条の三まで、第二十六条の五第三項(同法第二十六条の六第十一項において準用する場合を含む。)、第三十七条、第三十九条第四項、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで、第五十八条(同条第三項中労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十四条第二項及び第三項に係る部分並びに同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法(昭和二十二年法律第一百号)第八十九条から第九十六条までに係る部分(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第一百二十一年)第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。)を除く。)及び第五十八条の三、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)第四条第二項、第七条、第八条、第十五条及び第十九条、地方公共団体の一

(他の法律の適用除外等)
 第三十九条 企業職員については、地方公務員法第五条、第八条(第一項第六号、第三項及び第五項を除く。)、第十四条第二項、第二十三条から第二十六条の三まで、第二十六条の五第三項(同法第二十六条の六第十一項において準用する場合を含む。)、第三十七条、第三十九条第四項、第四十条第二項、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで及び第五十八条(同条第三項中労働基準法第十四条第二項及び第三項に係る部分並びに同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法第八十九条から第九十六条までに係る部分(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第一百二十一年)第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。)を除く。)、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)第四条第二項、第七条、第八条、第十四条、第十五条及び第十九条、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成十二年法律第五十一条)第六条

般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成十二年法律第五十一号）第六条並びに行政不服審査法（昭和三十七年法律第二百六十号）の規定は、適用しない。

3 | 2
企業職員に対する地方公務員法第八条第一項第四号
の規定の適用については、同号中「人事行政の運営」とあるのは、「退職管理」とする。
(略)

4 | 1
企業職員に対する地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項及び第十七条の規定の適用について、同項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態」（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第六条の規定の適用を受ける国家公務員と同様の勤務の形態によって勤務する職員以外の職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態）とあるのは、「五分の一勤務時間（当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下この項において「週間勤務時間」という。）に五分の一を乗じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。）を行つて得た時間をいう。）に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間（週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間をいう。）を加えた時間から八分の一勤務時間（週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間をいう。）に五を乗じて得た時間までの範囲内的时间となるように地方公営企業の管理者が定める勤務の形態」と、同法第十七条中「第十三条から前条まで企業職員に対する法律（平成十四年法律第四十八号）の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）とあるのは、「第十三条及び前条」とする。企業職員に対する地方公共団体の一般職の任期付職

3 | 2
企業職員に対する地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項及び第十七条の規定の適用について、同項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態」（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第六条の規定の適用を受ける国家公務員と同様の勤務の形態によって勤務する職員以外の職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態）とあるのは、「五分の一勤務時間（当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下この項において「週間勤務時間」という。）に五分の一を乗じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。）を行つて得た時間をいう。）に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間（週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間をいう。）を加えた時間から八分の一勤務時間（週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間をいう。）に五を乗じて得た時間までの範囲内的时间となるように地方公営企業の管理者が定める勤務の形態」と、同法第十七条中「第十三条から前条まで企業職員に対する地方公共団体の一般職の任期付職

2
(新設)
(略)

4 | 1
企業職員に対する地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項及び第十七条の規定の適用について、同項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態」（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第六条の規定の適用を受ける国家公務員と同様の勤務の形態によって勤務する職員以外の職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態）とあるのは、「五分の一勤務時間（当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下この項において「週間勤務時間」という。）に五分の一を乗じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。）を行つて得た時間をいう。）に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間（週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間をいう。）を加えた時間から八分の一勤務時間（週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間をいう。）に五を乗じて得た時間までの範囲内的时间となるように地方公営企業の管理者が定める勤務の形態」と、同法第十七条中「第十三条から前条まで企業職員に対する法律（平成十四年法律第四十八号）の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）とあるのは、「第十三条及び前条」とする。企業職員に対する地方公共団体の一般職の任期付職

第五条第三項の規定の適用については、同項中「承認（第二号にあつては、承認その他の処分）」とあるのは、「承認その他の処分」と、同項第一号中「承認」とあるのは、「承認に相当する承認その他の処分」と、同項第二号中「条例の規定による承認その他の処分」と、同理規程を制定していない場合には、「管理規程による承認その他の処分（当該管）」であるのは、「承認に相当する承認その他の処分」とする。

第五条第三項の規定の適用については、同項中「承認（第二号にあつては、承認その他の処分）」とあるのは、「承認その他の処分」と、同項第一号中「承認」とあるのは、「承認に相当する承認その他の処分」と、同項第二号中「条例の規定による承認その他の処分」と、同理規程を制定していない場合には、「管理規程による承認その他の処分（当該管）」であるのは、「承認に相当する承認その他の処分」とする。

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（特定地方警務官に係る地方公務員法の適用の特例）
第五十六条の三 特定地方警務官は、地方公務員法第八条

（新設）

現 行

第一項（第四号に係る部分に限る。）、第三章第六節の二（第三十八条の二第二項及び第三項を除く。）、第六十条（第四号から第八号までに係る部分に限る。）及び第六十三条から第六十五条までの規定の適用については、同法第四条第一項に規定する職員（以下この条において単に「職員」という。）とみなす。この場合においては、同法第八条第一項第四号中「人事行政の運営」とあるのは「警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の規定により職員とみなされる同法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）の退職管理」と、「任命権者」とあるのは「都道府県公安委員会」と、同法第三十八条の二第一項中「退職手当通算法人の地位に就いている者」とあるのは「退職手当通算法人の地位に就いている者（特定地方警務官であつた者にあつては、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第一百六条の二第四項に規定する退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続いで同条第三項に規定する退職手当通算法人の地位に就いている者）」と、同条第六項第六号中「任命権者」とあるのは「任命権者（再就職者が特定地方警務官であつた者である場合にあつては、都道府県公安委員会）」と、同法第三十八条の三から第三十八条の五までの規定（見出しを含む。）中「任命権者」とあるのは「都道府

「県公安委員会」とするほか、職員とみなされる特定地方警務官に対する同法第六十三条第一号及び第二号の規定の適用については、同条第一号中「若しくは当該役職員」とあるのは「又は当該役職員」と、「行為、又は営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、若しくは当該地位に就くことを要求し、若しくは約束する行為」とあるのは「行為」と、同号及び同条第二号中「離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは」とあるのは「他の役職員をその離職後に、又は」と、「若しくはその子法人の地位に就かることを要求し」とあるのは「又はその子法人の地位に就かることを要求し」とする。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）【附則第十四条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（教育長及び事務局職員の身分取扱い）</p> <p>第二十二条 教育長並びに第十九条第一項及び第二項に規定する事務局の職員の任免、人事評価、給与、懲戒、服務、退職管理その他の身分取扱いに関する事項は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定めがあるものを除き、地方公務員法の定めるところによる。</p> <p>（職員の身分取扱い）</p> <p>第三十五条 第三十一条第一項又は第二項に規定する職員の任免、人事評価、給与、懲戒、服務、退職管理その他の身分取扱いに関する事項は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、地方公務員法の定めるところによる。</p> <p>（県費負担教職員の任用等）</p> <p>第四十条 第三十七条の場合において、都道府県委員会（この条に掲げる一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う者及びこの条に掲げる他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う者の方又は双方が第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により当該事務を行うこととされた市町村委員会である場合にあつては、当該一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う教育委員会及び当該他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う教育委員会（は</p>	<p>（教育長及び事務局職員の身分取扱）</p> <p>第二十二条 教育長及び第十九条第一項及び第二項に規定する事務局の職員の任免、給与、懲戒、服務、その他身分取扱に関する事項は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定めがあるものを除き、地方公務員法の定めるところによる。</p> <p>（職員の身分取扱）</p> <p>第三十五条 第三十一条第一項又は第二項に規定する職員の任免、給与、懲戒、服務、その他の身分取扱に関する事項は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、地方公務員法の定めるところによる。</p> <p>（県費負担教職員の任用等）</p> <p>第四十条 第三十七条の場合において、都道府県委員会（この条に掲げる一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う者及びこの条に掲げる他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う者の方又は双方が第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により当該事務を行うこととされた市町村委員会である場合にあつては、当該一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う教育委員会及び当該他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う教育委員会（は</p>

項の規定にかかるわらず、一の市町村の県費負担教職員（非常勤の講師（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下同じ。）を除く。以下この条、第四十二条、第四十三条第三項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十七条、第五十八条第二項、第五十九条及び第六十一条第二項において同じ。）を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用することができるものとする。この場合において、当該県費負担教職員が当該免職された市町村において同法第二十二条第一項（教育公務員特例法第十二条第一項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により正式任用になつていた者であるときは、当該県費負担教職員の当該他の市町村における採用については、地方公務員法第二十二条第一項の規定は、適用しない。

(県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件)
第四十二条 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第二十四条第五項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

(人事評価)
第四十四条 県費負担教職員の人事評価は、地方公務員法第二十三条の二第一項の規定にかかわらず、都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行うものとする。

地方公務員法第二十七条第二項及び第二十八条第一項の規定にかかるらず、一の市町村の県費負担教職員（非常勤の講師（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下同じ。）を除く。以下この条、第四十二条、第四十三条第三項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条、第五十八条第二項、第五十九条及び第六十一条第二項において同じ。）を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用することができるものとする。この場合において、当該県費負担教職員が当該免職された市町村において同法第二十二条第一項（教育公務員特例法第十二条第一項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により正式任用になつていた者であるときは、当該県費負担教職員の当該他の市町村における採用については、地方公務員法第二十二条第一項の規定は、適用しない。

(県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件)
第四十二条 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第二十四条第六項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

第四十四条 県費負担教職員の職階制は、地方公務員法第二十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県内の県費負担教職員を通じて都道府県が採用するものとし、職階制に関する計画は、都道府県の条例で定める。

第四十六条	削除
(地方公務員法の適用の特例)	
第四十七条 この法律に特別の定めがあるもののほか、県費負担教職員に対して地方公務員法を適用する場合においては、同法中次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
(勤務成績の評定)	
第四十六条 県費負担教職員の勤務成績の評定は、地方公務員法第四十条第一項の規定にかかわらず、都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行うものとする。	
(地方公務員法の適用の特例)	
第四十七条 この法律に特別の定めがあるもののほか、県費負担教職員に対して地方公務員法を適用する場合においては、同法中次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に替えるものとする。	
(勤務成績の評定)	
第四十六条 県費負担教職員の勤務成績の評定は、地方公務員法第四十条第一項の規定にかかわらず、都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行うものとする。	

2
(略)

条	出	条	に	第
第		の		三
一		五		十
項	及	の		八
	び	見		
	同			

2
(略)

○ 大学の教員等の任期に関する法律（平成九年法律第八十二号）【附則第十六条関係】

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
2 (略)	<p>第四条 任命権者は、前条第一項の教員の任期に関する規則が定められている大学について、教育公務員特例法第十条第一項の規定に基づきその教員を任用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、任期を定めることができる。</p> <p>一 先端的、学際的又は総合的な教育研究であることその他他の当該教育研究組織で行われる教育研究の分野又は方法の特性に鑑み、多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職に就けるとき。</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>第四条 任命権者は、前条第一項の教員の任期に関する規則が定められている大学について、教育公務員特例法第十条の規定に基づきその教員を任用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、任期を定めることができる。</p> <p>一 先端的、学際的又は総合的な教育研究であることその他他の当該教育研究組織で行われる教育研究の分野又は方法の特性に鑑み、多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職に就けるとき。</p>
2 (略)		

○ 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）

【附則第十七条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（新設）	（傍線部分は改正部分）
<p>（地方公務員法の適用に関する特例）</p> <p>第五十六条の二 合併特例区の職員に対する地方公務員法第三章第六節の二及び第五章の規定の適用については、同法第三十八条の二第一項中「人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則」とあるのは「合併市町村（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）の人事委員会規則（人事委員会を置かない合併市町村においては、合併市町村の規則）をいう」と、同条第七項中「人事委員会規則」とあるのは「合併市町村の人事委員会規則」と、「人事委員会又は」とあるのは「合併市町村の人事委員会又は」と、同条第八項中「地方公共団体は」とあるのは「合併市町村は」と、「その組織」とあるのは「その合併特例区の組織」と、同法第三十八条の三、第三十八条の四及び第三十八条の五第一項中「人事委員会」とあるのは「合併市町村の人事委員会」と、同法第三十八条の六第一項中「地方公共団体は」とあるのは「合併特例区又は合併市町村は」と、同条第二項中「地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と、同法第六十条第七号中「条例を定めている地方公共団体」とあるのは「合併市町村が条例を定めている場合における当該合併特例区」とするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。</p>	

